

京都市上下水道局訓令甲第7号

京都市上下水道局専決権限の付与に関する要綱を次のように制定する。

平成17年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局専決権限の付与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市上下水道局専決規程（以下「規程」という。）に規定する専決権限を特定の者に付与することにより組織的かつ能率的な事務処理を図ることを目的とする。

(特定された専決事項の付与)

第2条 地域水道事業、京北地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を所掌する総務部担当部長に規程別表第2総務部長の項第20号から第35号までの専決権限を付与する。

(共通の専決事項の付与)

第3条 総務部地域水道課担当課長に規程別表第1課長、所長及び場長の項第1号から第6号までの専決権限を付与する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)